

# 道路詳細修正設計業務委託（市道北大坪天白線）

## 特記仕様書

### （適用範囲）

第1条 本特記仕様書は、安城市建設部土木課（以下「発注者」という。）の実施する道路詳細修正設計業務委託（市道北大坪天白線）（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

2 本調査の実施にあたっては、本特記仕様書によるほか、愛知県建設局発行「測量及び設計業務等共通仕様書」（以下「共仕」という。）を準用するものとする。なお、閲覧により添付することを省略するものとするが、本業務の設計書に添付したものとして遵守しなければならない。

### （業務目的）

第2条 本業務は、令和3年度に実施した「道路詳細設計業務委託（市道新切天白線）」の成果を基に修正設計を行い、工事に必要な詳細構造を経済的かつ合理的に設計し、工事発注に必要な図面、数量の取りまとめ及び報告書を作成することを目的とする。

### （業務内容）

第3条 業務内容は、以下のとおりとする。

#### （1）道路詳細修正設計

詳細設計を基に、共仕第6408条に基づき、下記のとおり地域性、施工性、経済性及び安全性等を勘案して作成するものとする。

市道 北大坪天白線 道路詳細修正設計 N=1式

- ・現地踏査 L=0.3km
- ・平面縦断設計、横断設計 L=0.3km
- ・道路付帯構造物設計 L=0.3km
- ・小構造物設計 L=0.3km
- ・用排水設計 L=0.3km
- ・設計図 L=0.7km
- ・数量計算 L=0.7km
- ・照査 L=0.3km
- ・報告書作成 L=0.3km

報告書作成には、工事費算定を含む。基本的には、愛知県建設局発行の積算基準及び歩掛表を用いること。特殊な工法や資材等が選定された場合には、3社以上の見積を徴収し整理を行うこと。

- ・成果品の分割

設計図及び数量計算書については、車道部、歩道部、排水路部に分けて作成すること。

- ・その他

照査及び報告書作成については、設計図及び数量計算書のL=0.7kmを含むものとする。

## (2) プレキャストボックス割付一般図作成 N=1式

- ・設計計画
- ・設計図
- ・数量計算
- ・照査

## (3) 照査

国土交通省の設計照査要領を参考にして、作成すること。

## (4) その他

地元説明資料等、監督員が必要と認める協議資料の作成を行うものとする。また、監督員が必要と認めた場合は、各種協議、地元説明会に出席するものとする。

### (管理技術者及び照査技術者)

第4条 共仕第1107条に規定する管理技術者、共仕1108条に規定する照査技術者は、技術士（建設部門（道路））の資格保有者であり、平成13年度以降の技術士試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有したうえで業務に該当する部門に4年以上従事し、かつ同種・類似業務の実績を有する者を配置しなければならない。  
また、管理技術者と照査技術者は兼務できないものとする。

### (資料の貸与)

第5条 共仕第1113条及び同第6408条第3項及び同第6413条第3項に基づき、発注者が保有する業務に必要と認められる関係資料及び市道新切天白線の詳細設計の成果書類（データを含む）など関係図書を受注者に貸与するが、賃貸書に記入のうえ、受注者は必要がなくなった場合、直ちに返却しなければならない。

### (土地の立ち入り等)

第6条 共仕第1116条に基づき、受注者は、本業務を実施するにあたり現地に立ち入る場合は、予め発注者と協議の上、関係者と密接な連絡をとり、業務を遂行しなければならない。立ち入りの際には、発注者より身分証明書の交付を受け、常に携帯することとする。

なお、受注者が第三者の土地に立ち入った際に生ずる踏み荒らし、地物の破損、もしくは

は使用困難を来たしたものについては、その都度速やかに受注者の責任において現況復旧または補償しなければならない。

(打合せ)

第7条 共仕第1111条第2項の「業務の区切り」は下記のとおりとし、打合せ場所は安城市建設部土木課とする。

なお、業務着手時と成果品納入時には管理技術者が立ち会うものとする。

- (1) 業務着手時
- (2) 中間時(2回)
- (3) 成果品納入時
- (4) その他、監督員が必要と認めたとき

(成果品の提出)

第8条 納入する成果品は次に掲げるものとし、すべて発注者の承認を受けずに他に公表、貸与及び使用してはならない。

なお、作業完了後といえども成果品に誤りがあった場合は、受注者の責任においてその誤りを訂正しなければならない。

成果品目は下記のとおりとする。

- (1) 報告書 1部  
(A4版ファイルとじ、図面A4サイズ折込)
- (2) 報告書および計画図書データ 2部(報告書へ添付)
- (3) 計画図縮小版製本 1部(A4サイズ縮小製本)
- (4) 排水路部に関する設計図及び数量計算書については、令和6年6月14日(金)、歩道部に関する設計図及び数量計算書は令和6年7月15日(月)までに監督員に確認を受け、指摘事項修正の上、完了し提出すること。

提出先は安城市建設部土木課とする。

(検査)

第9条 受注者は、完了検査に際しては、成果品及びその他の関係書類等を整えておくものとし、管理技術者を検査に立ち合わせるものとする。

(修補)

第10条 受注者は、本業務が完了した後においても、受注者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。

(疑義)

第11条 受注者は、本業務の実施に当たり設計図書等に疑義を生じた場合は、特記仕様書に定めのない事項については、監督員と協議のうえ処理するものとする。

(その他)

第12条 受注者は、本業務の進捗状況を把握するために、月に1度履行報告書を提出すること。

(環境への配慮)

第13条 別表の環境配慮項目表に基づき、環境への配慮項目を検討し、監督員と協議のうえ設計に反映させるものとする。

(個人情報の保護)

第14条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」(のほか、この契約において定める事項)を遵守しなければならない。

環境配慮項目表	
<p>1 工事におけるリサイクルの推進</p> <p>(1) 建設廃棄物の発生抑制・有効利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクル施設への搬入</li> <li>・再生建設資材の使用</li> <li>・伐採木・剪定枝のリサイクル</li> <li>・間伐材の活用</li> </ul> <p>(2) 建設発生土の搬出抑制・有効利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場内利用・工事間利用</li> <li>・リサイクル施設への搬入</li> <li>・改良土の利用</li> </ul> <p>2 工事における環境改善</p> <p>(1) 使用材料・機会及び工法の見直し</p> <p>(2) 低公害型作業機械の採用</p> <p>(3) 熱帯材型枠の使用抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替型枠・非熱帯材型枠使用、転用促進</li> <li>・二次製品の使用</li> </ul> <p>(4) 愛知県産木材利用の配慮</p> <p>3 施設の省資源・省エネルギー化</p> <p>(1) 省エネルギー機器の採用</p> <p>(2) 自然エネルギー等の活用</p> <p>(3) 雨水利用設備の導入</p>	<p>4 施設の耐久性の向上（長寿命化）</p> <p>5 環境と調和した施設への転換</p> <p>(1) 生態系の保全等自然環境との調和</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多自然型川づくり</li> <li>・地域生態系に配慮した樹種選定</li> </ul> <p>(2) 施設の緑化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上緑化・壁面緑化</li> <li>・敷地の緑化</li> <li>・道路の緑化</li> </ul> <p>(3) 親水施設の整備</p> <p>(4) 自転車利用環境の整備</p> <p>(5) 雨水の地下浸透策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・舗装面積縮小、透水性舗装、雨水浸透枳</li> </ul> <p>(6) 人にやさしい施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー施設整備</li> <li>・有害物質削減</li> <li>・低騒音舗装</li> </ul> <p>(7) 景観形成の推進</p>

## 設計業務における電子納品に関する特記仕様

### (電子納品定義)

第1条 電子納品とは、業務の完成に係る提出物（以下「成果品」という。）を、電子情報により作成し提出するものをいう。ただし、電子情報の作成に係る基準は安城市が別に定める電子納品に関する手順（以下「手順書」という。）によるものとし、手順書に記載のない事項は国及び愛知県の基準を準用するものとする。

### (成果品の提出)

第2条 電子納品の対象とする成果品は報告書（各種計算書含む）及び設計図とし、手順書等に基づき電子情報を電子媒体に記録し提出する。ただし、紙の書類及び図面による成果品の提出が別途定められている場合は併せて提出するものとする。また、電子納品の対象とする成果品のうち、電子納品として提出する必要のない部分は事前協議により定め、紙の成果品を作成するものとする。

### (その他)

第3条 受注者は、成果品の作成にあたり、疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議し、その指示を受けなければならない。

## 個人情報取扱特記事項

(個人情報の保護に関する法律等の遵守)

第1条 受注者は、この契約による業務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他関係法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第3条 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、あらかじめ書面により発注者に届け出なければならない。作業責任者又は作業従事者を変更する場合も同様とする。

2 作業責任者は、この契約に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、この契約に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4条 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ書面により発注者に届け出なければならない。作業場所を変更する場合も、同様とする。

2 受注者は、発注者の事務所に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(教育の実施)

第5条 受注者は、個人情報の保護、この契約において作業責任者及び作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な教育を、全ての作業責任者及び作業従事者に対して実施しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 受注者は、この契約により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 作業責任者及び作業従事者は、在職中及び退職後においてもこの契約により知り得た個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

(再委託)

第7条 受注者は、次項に定める発注者の承諾を得た場合を除き、この契約による業務を第三者へ委託（以下「再委託」といい、再委託先が受注者の子会社（会社法（平成17

年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含み、再委託先が再々委託を行うなど、二以上の段階にわたる委託を行う場合を含む。以下同じ。)してはならない。

- 2 受注者は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容並びに再委託先における作業責任者及び作業従事者その他発注者に求められた事項を明確にした上で、あらかじめ書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承諾を得なければならない。再委託先の変更を行う場合も同様とする。
- 3 前項の場合において、受注者が再委託先に提供する個人情報は、再委託する業務内容に照らして必要最小限の範囲とする。
- 4 第2項の場合において、受注者は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 5 受注者は、再委託した場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも書面で義務付けた上で、その履行状況を管理し、及び監督しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 受注者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にもこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第9条 受注者は、この契約において利用する個人情報を保持している間は、次に掲げるところにより、個人情報を適切に管理しなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合又は発注者に事前に承諾を得た場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出さないこと。
- (3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (4) 事前に発注者の指示又は承諾を受けて、業務を行う場所で、かつ、この契約による業務に必要な最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報の複製又は複写をしないこと。
- (5) 個人情報を移送する場合は、移送時の体制を明確にすること。
- (6) 個人情報を電子データで保管する場合は、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事故(以下「個人情報の漏えい等の事故」という。)を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。



- (8) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで個人情報扱う作業を行わせないこと。
- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の漏えい等の事故の防止その他の適切な管理に必要な措置をとること。

(目的外利用及び第三者への提供)

第10条 受注者は、この契約において利用する個人情報について、この契約による業務を処理する以外の目的で利用してはならない。

- 2 受注者は、この契約において利用する個人情報について、発注者の指示又は承諾（第7条第2項の規定による再委託の承諾を含む。）があるときを除き、第三者へ提供してはならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第11条 受注者は、この契約の終了時に、この契約において利用する個人情報について、発注者の指定した方法により、返還若しくは引渡し又は消去若しくは廃棄をしなければならない。

- 2 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 受注者は、この契約において利用する個人情報の消去又は廃棄をする場合は、当該個人情報が記録された媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を復元困難かつ判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄の内容等を記録し、発注者の求めに応じて書面により報告しなければならない。

(報告)

第12条 受注者は、この契約に係る個人情報の取扱いの状況について、発注者に対して定期的に報告しなければならない。

- 2 受注者は、発注者からこの契約に係る個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(監査及び検査)

第13条 発注者は、この契約に係る個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかの検証及び確認をするため、受注者及び再委託先に対して、監査又は実地等の検査を行うことができる。

- 2 発注者は前項に規定する目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができるものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

(事故時の対応)

第14条 受注者は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあることを知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生

状況等の必要な事項を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するための緊急時の対応の手順を定めなければならない。

3 発注者は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第15条 発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、受注者に生じた損害につき、発注者はその責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第16条 受注者は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合、発注者にその損害を賠償しなければならない。